

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

|   |         |   |
|---|---------|---|
| ○生活保護法による医療機関の指定                                  | (社会福祉課) | 一 |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出                             | (同)     | 一 |
| ○生活保護法による施術者の指定                                   | (同)     | 一 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課) | 二 |
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧                                  | (農村振興課) | 二 |
| ○不在者投票を管理すべき施設の指定等について                            |         | 二 |
| ○定期監査の結果の公表(二件)                                   |         | 二 |

## 告 示

○宮城県告示第七百四十四号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。  
令和元年九月六日

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ペー  
ジ

|                    |                |          |
|--------------------|----------------|----------|
| アイビー歯科クリニック<br>明石台 | 富谷市明石台七ー一ー二十二  | 令和元年七月一日 |
| 高沢内科               | 柴田郡柴田町西船迫三ー五ー一 | 令和元年七月二日 |

## ○宮城県告示第七百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。  
令和元年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称         | 所 在 地           | 廃 止 年 月 日   |
|-------------|-----------------|-------------|
| くりはら訪問クリニック | 栗原市若柳字川北中町三十二ー五 | 平成三十一年四月三十日 |
| よつば薬局       | 多賀城市高橋二ー十六ー五    | 令和元年六月二十日   |
| 大代ヘルスマート薬局  | 多賀城市大代五ー四ー四十八   | 令和元年六月三十日   |
| 高沢内科        | 柴田郡柴田町西船迫三ー五ー一  | 令和元年六月三十日   |

## ○宮城県告示第七百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。  
令和元年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 施 術 所 の 名 称 | 住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地  | 指 定 年 月 日 |
|-------|-------------|------------------------|-----------|
| 村上 恵子 | 訪問マッサージうたたね | 多賀城市東田中二ー十八ー二コーボサイトウ百一 | 令和元年八月六日  |

○宮城県告示第七百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |            |             |   |               |               |      |           |          |          |
|-------|------------|-------------|---|---------------|---------------|------|-----------|----------|----------|
| 事業所番号 | 〇四一〇二二〇五〇四 | 事業所の名称及び所在地 | ニチイケアセンターあゆみ野<br>石巻市あゆみ野三日二丁目十四ヤマホンあゆみ野ビル二階 | 指定障害福祉サービスの種類 | 1 居宅介護・重度訪問介護 | 設置者名 | 株式会社ニチイ学館 | 指定年月日    | 令和元年九月一日 |
|       | 〇四一〇五〇〇四七四 | 指定生活介護すてっぷ  | 気仙沼市本吉町登米<br>沢四十七番地二                        | 生活介護          | 特定非営利活動法人セミナ  |      |           | 令和元年九月一日 |          |

○宮城県告示第七百四十八号

県営多田川左岸地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間  
令和元年九月六日から令和元年十月八日まで
- 三 縦覧場所  
大崎市役所及び加美町役場

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和元年九月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第二医療法人社団緑愛会介護付有料老人ホームオー・ド・エクラの項の次に次のように加える。  
特別養護老人ホーム茂庭台あおばの社  
同 市太白区茂庭台二丁目一五番二五号  
附 則  
この告示は、令和元年九月六日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成31年4月から令和元年6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。  
令和元年9月6日

|         |           |
|---------|-----------|
| 宮城県監査委員 | 中 高 源 陽   |
| 宮城県監査委員 | す じ ょ う 哲 |
| 宮城県監査委員 | 石 森 建 二   |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加 里 |

1 監査実施機関及び監査実施日  
監査実施機関 監査実施日

- 教育庁  
地方機関  
石巻好文館高等学校 5月23日  
村田高等学校 6月11日  
岩出山高等学校 6月19日

報 公 報 城 県

|   |  |
|---|--|
| <p>中新田高等学校 6月19日</p> <p>柴田高等学校 5月28日</p> <p>蔵王高等学校 6月11日</p> <p>追桜高等学校 6月6日</p> <p>貞山高等学校 5月22日</p> <p>柴田農林高等学校 5月29日</p> <p>古川工業高等学校 6月4日</p> <p>船岡支援学校 5月28日</p> <p>拓桃支援学校 6月20日</p> <p>山元支援学校 5月24日</p> <p>金成支援学校 6月6日</p> <p>角田支援学校 5月24日</p> <p>古川支援学校 6月4日</p> <p>名取支援学校 6月20日</p> <p>利府支援学校 5月22日</p> <p>支援学校女川高等学園 5月23日</p> <p>○警察本部</p> <p>地方機関</p> <p>角田警察署 5月29日</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 古川工業高等学校</p> <p>法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、改善されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>寄附を受納して県有となった合宿所において、長年、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。</p> <p>・件数 不明</p> | <p>・残高 1,456,695円</p> <p>(平成31年3月31日現在)</p> <p>違反する法令 地方自治法第228条第1項</p> <p>(2) 柴田農林高等学校</p> <p>寄附物品において、受納手続きに不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>P T A、教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。</p> <p>・車両 2台</p> <p>○宮城県監査委員告示第16号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和元年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。</p> <p>令和元年9月6日</p> <p>1 監査実施機関及び監査実施日</p> <p>監査実施機関</p> <p>○総務部</p> <p>本庁</p> <p>秘書課 7月18日</p> <p>人事課・行政管理室 7月25日</p> <p>行政経営推進課 7月9日</p> <p>職員厚生課 7月10日</p> <p>県政情報・文書課 7月11日</p> <p>私学・公益法人課 7月23日</p> <p>広報課 7月10日</p> <p>財政課 7月26日</p> <p>税務課・地方税徴収対策室 7月26日</p> <p>宮城県監査委員 中 島 源 陽</p> <p>宮城県監査委員 す じ ょ う</p> <p>宮城県監査委員 石 森 建 二</p> <p>宮城県監査委員 成 田 由 加 里</p> <p>監査実施日</p> |
|---|--|

|                                    |       |  |       |
|------------------------------------|-------|--|-------|
| 市町村課 (選挙管理委員会事務局を含む)               | 7月17日 | 健康推進課・疾病・感染症対策室                            | 7月25日 |
| 管財課                                | 7月12日 | 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室                         | 7月25日 |
| 危機対策課                              | 7月24日 | 障害福祉課                                      | 7月24日 |
| 消防課                                | 7月11日 | 乗務課  | 7月9日  |
| ○震災復興・企画部                          |       | 国保医療課                                      | 7月17日 |
| 本庁                                 |       | ○経済商工観光部                                   |       |
| 震災復興・企画総務課                         | 7月26日 | 本庁   |       |
| オリンピック・パラリンピック大会推進課                | 7月11日 | 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室                  | 7月26日 |
| 震災復興推進課                            | 7月12日 | 新産業振興課                                     | 7月18日 |
| 震災復興政策課                            | 7月11日 | 産業立地推進課・自動車産業振興室                           | 7月17日 |
| 地域復興支援課                            | 7月12日 | 商工金融課・中小企業支援室                              | 7月25日 |
| 総合交通対策課                            | 7月9日  | 産業人材対策課                                    | 7月17日 |
| 統計課                                | 7月11日 | 雇用対策課                                      | 7月23日 |
| 情報政策課                              | 7月10日 | 観光課  | 7月12日 |
| ○環境生活部                             |       | 国際企画課                                      | 7月10日 |
| 本庁                                 |       | アジアプロモーション課                                | 7月12日 |
| 環境生活総務課                            | 7月25日 | ○農林水産部                                     |       |
| 環境政策課・再生可能エネルギー室                   | 7月17日 | 本庁   |       |
| 環境対策課                              | 7月17日 | 農林水産総務課・農林水産政策室                            | 7月26日 |
| 原子力安全対策課                           | 7月17日 | 農林水産経営支援課                                  | 7月12日 |
| 自然保護課                              | 7月12日 | 食産業振興課                                     | 7月11日 |
| 食と暮らしの安全推進課                        | 7月12日 | 農業振興課                                      | 7月23日 |
| 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室 | 7月23日 | 農産環境課・園芸振興室                                | 7月18日 |
| 消費生活・文化課                           | 7月17日 | 畜産課  | 7月17日 |
| 共同参画社会推進課                          | 7月10日 | 農村振興課                                      | 7月18日 |
| ○保健福祉部                             |       | 農村整備課・農地復興推進室                              | 7月24日 |
| 本庁                                 |       | 林業振興課                                      | 7月24日 |
| 保健福祉総務課・震災援護室                      | 7月26日 | 森林整備課                                      | 7月23日 |
| 社会福祉課                              | 7月25日 | 水産業振興課 (宮城海区漁業調整委員会事務局, 内水面漁場管理委員会事務局を含む)・ | 7月24日 |
| 医療政策課・医療人材対策室                      | 7月23日 | 全国豊かな海づくり大会推進室                             | 7月24日 |
| 長寿社会政策課                            | 7月25日 | 水産業基盤整備課・漁港復興推進室                           | 7月24日 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>○土木部<br/>本庁<br/>土木総務課<br/>事業管理課<br/>用地課（収用委員会事務局を含む）<br/>道路課<br/>河川課<br/>防災砂防課<br/>港灣課<br/>空港臨空地域課<br/>都市計画課・復興まちづくり推進室<br/>下水道課<br/>建築宅地課<br/>住宅課<br/>営繕課<br/>設備課<br/>○出納局<br/>本庁<br/>会計課・会計指導検査室<br/>契約課<br/>検査課<br/>○議会事務局<br/>○教育庁<br/>本庁<br/>総務課・教育企画室<br/>福利課<br/>教職員課<br/>義務教育課<br/>高校教育課・宮城丸<br/>特別支援教育課<br/>施設整備課</p> | <p>7月26日<br/>7月23日<br/>7月11日<br/>7月11日<br/>7月25日<br/>7月23日<br/>7月24日<br/>7月10日<br/>7月25日<br/>7月25日<br/>7月25日<br/>7月11日<br/>7月23日<br/>7月11日<br/>7月18日<br/>7月18日<br/>7月23日<br/>7月10日<br/>7月11日<br/>7月10日<br/>7月10日<br/>7月25日</p> | <p>スポーツ健康課<br/>生涯学習課<br/>文化財課<br/>○警察本部<br/>○警察本部<br/>○人事委員会事務局<br/>○監査委員事務局<br/>○労働委員会事務局<br/>2 監査結果<br/>平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。<br/>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。<br/>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。<br/>(1) 行政経営推進課<br/>委託契約において、予定価格の秘密保持が図られていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。<br/>(内容)<br/>平成30年度包括外部監査業務の委託契約について、予定価格調書を封書にしていなかったもの。<br/>(2) 税務課・地方税徴収対策室<br/>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。<br/>(内容)<br/>・平成30年度収入未済額<br/>現年度分 1,213,067,263円<br/>過年度分 1,978,211,183円<br/>合 計 3,191,278,446円<br/>・平成29年度収入未済額<br/>現年度分 1,459,301,095円<br/>過年度分 2,270,654,572円<br/>合 計 3,729,955,667円</p> |
|---|--|---|

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー  
補助金返還加算金及び返還延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

平成23年度産業廃棄物再生資源化・再生資源利活用設備等整備事業費補助金及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業補助金

1 補助金等精算返還加算金

・平成30年度収入未済額

現年度分 21,803,500円

過年度分 0円

合 計 21,803,500円

2 補助金返還延滞金

・平成30年度収入未済額

現年度分 9,860,100円

過年度分 0円

合 計 9,860,100円

(4) 環境政策課・再生可能エネルギー

旅費、需用費及び使用料において、支払及び事務手続きの遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

1 需用費及び使用料について、相当数の支払遅延があったもの。

・件数 24件

・金額 2,274,717円

2 旅費の返納手続きが遅延していたもの。

・件数 1件

3 旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 1,024円

(5) 環境対策課

通勤手当の返納において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

平成29年12月に判明した通勤手当の誤支給額(過年度分)について、平成30年10月に返納処理が行われていたもの。

・件数 1件

・金額 81,320円

(6) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 26,171,075円

過年度分 663,891,304円

合 計 690,062,379円

・平成29年度収入未済額

現年度分 28,668,036円

過年度分 636,100,736円

合 計 664,768,772円

(7) 消費生活・文化課

普通財産の貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

平成30年4月1日から無償貸付した普通財産の一部について、当初の貸付目的の変更に伴い

平成30年7月24日付けで有償貸借契約を締結したが、貸付料の調定を平成31年2月20日に調

定していたもの。

・件数 1件

・貸付料 306,730円

(8) 長寿社会政策課

介護福祉士等修学資金貸付金において、債権管理が適正になされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

介護福祉士等修学資金貸付金について、平成5年度から平成18年度までの貸付者に対し償還免

除の該当の有無の確認がなされていないなど、正確な債権管理が行われていないもの。  
 (9) 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室  
 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,327,774円

過年度分 71,168,128円

合 計 79,495,902円

・平成29年度収入未済額

現年度分 10,619,164円

過年度分 81,240,949円

合 計 91,860,113円

2 児童保護費

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,883,068円

過年度分 13,010,680円

合 計 15,893,748円

・平成29年度収入未済額

現年度分 4,027,770円

過年度分 11,360,880円

合 計 15,388,650円

3 児童扶養手当給付費返還金

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,295,370円

過年度分 13,729,660円

合 計 15,025,030円

・平成29年度収入未済額

現年度分 2,839,230円

過年度分 11,699,770円

合 計 14,539,000円

(10) 障害福祉課

報酬、報償費、旅費及び委託料において支払遅延及び不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

1 委員報酬及び報償費について、60日以上支払遅延があったもの。

・件数 4件

・金額 282,800円

2 赴任旅費について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 117,510円

3 委託料について、3か月以上の支払遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 3,601,800円

4 3のうち、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したもの。

・件数 1件

・金額 171,720円

(11) 水産業振興課・全国豊かな海づくり大会推進室

補助金等精算返還金（水産業共同利用施設復旧支援事業補助金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 7,611,000円

過年度分 0円

合 計 7,611,000円

(12) 防災砂防課

公有財産の譲渡手続きにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

市町村と合意した県有工作物の市町村への譲渡について、譲渡契約の締結がなされていないかったもの。

(13) 住宅課

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済であったので、収納促進と適切な債権管理を図られたので、更なる収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

1 県営住宅使用料

・平成30年度収入未済額

現年度分 16,071,270円

過年度分 23,057,109円

合 計 39,128,379円

・平成29年度収入未済額

現年度分 19,287,274円

過年度分 27,443,721円

合 計 46,730,995円

2 県営住宅駐車場使用料

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,533,350円

過年度分 1,409,200円

合 計 2,962,550円

・平成29年度収入未済額

現年度分 1,731,350円

過年度分 1,593,800円

合 計 3,325,150円

(14) 会計課・会計指導検査室

国庫支出金交付額の確定に伴う返還金において、納入告知書の発送の遅延及び同遅延に伴う不適切な支出が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

国費歳入事務（補助金の交付額の確定に伴う返還）について、債務者に対する納入告知書の送付が遅延し、延滞金を発生させたもの。

また、同延滞金が県の債務ではないにもかかわらず、県費で支払いを行ったもの。

・件数 1件

・延滞金 198円

(15) 高校教育課・宮城丸

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済であったので、収納促進と適切な債権管理を図られたので、更なる収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 96,062,797円

過年度分 221,435,025円

合 計 317,497,822円

・平成29年度収入未済額

現年度分 108,452,652円

過年度分 168,860,950円

合 計 277,313,602円

(16) 高校教育課・宮城丸

県への寄附受納手続きにおいて、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

柴田農林高等学校のPTA、教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、公印を使用し県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

・車両 2台

(17) 高校教育課・宮城丸

委託業務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

県立学校の防火設備について、建築基準法による点検を認識せず必要な予算措置及び委託契約を行っていないかったもの。

また、同業務の委託の際に、各学校ごとに随意契約等を行わず効率的かつ経済的な契約を行わなかったもの。